

# ～公益法人だより～

第 12 号 平成 30 年 3 月 9 日  
滋賀県総務部総務課 発行

## はじめに

3 月が決算月の法人におかれては、概ね 5 月から 6 月にかけて決算理事会や定時社員総会または定時評議員会を開催し、計算書類等の承認や役員等の改選をされますが、社員総会や理事会の開催スケジュールや留意点について、よくお問い合わせをいただきます。そこで、今回は、決算理事会および定時社員総会（評議員会）開催にあたっての留意点をお知らせします。

また、多様な主体による協働を推進するための情報発信・情報交換のシステムとして平成 29 年 2 月よりリニューアルオープンした「滋賀県協働ポータルサイト（協働ネットしが）」について、その利用方法と活用事例をお知らせします。このシステムは、各法人で実施されている事業活動に関する情報発信のツールとして活用できるほか、他の団体の活動情報等も検索が可能となっていますので、システム活用を検討される際に、参考にしてください。

## 決算理事会および定時社員総会（評議員会）開催にあたっての留意点

### 【決算理事会・定時社員総会（評議員会）の開催スケジュール（一例）】

決算理事会の招集通知

決算理事会の開催（これより前に監事による事業監査・会計監査）

定時社員総会（定時評議員会）招集通知（併せて計算書類等の提供）

定時社員総会（定時評議員会）の開催

代表理事等選定理事会の開催（役員改選があった場合など必要な場合のみ）

一般的な開催スケジュール例であり、理事会の開催状況や役員改選のタイミングによっては、スケジュールが異なる場合があります。

### 【手続き上の留意点】

決算理事会の招集通知（法人法第 94 条第 1 項（財団の場合、第 197 条により読み替

え))

- ・ 理事会を招集する者（代表理事等）は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事および各監事に対してその通知を発する必要があります。

理事および監事の全員の同意があるときは、理事会の招集手続きを省略することができます（法人法第94条第2項）。

#### 決算理事会の開催

- ・ この理事会より前に定時社員総会（定時評議員会）の開催決議を行っていない場合は、この理事会での開催決議が必要です。開催決議において決議すべき事項は下記のとおりです。

- （1）社員総会（評議員会）の日時および場所
- （2）社員総会（評議員会）の目的である事項があるときは、当該事項（議題）
- （3）社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- （4）社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- （5）前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

法人法第38条（または第181条）参照、（3）（4）は社団のみ該当

（5）の法務省令で定める事項は、法人法施行規則第4条または第58条参照

- ・ 定時社員総会（定時評議員会）の2週間前の日から5年間、理事会で承認済みの計算書類等を主たる事務所に備え置く必要があるため、これを考慮すると、決算理事会と定時社員総会（定時評議員会）の間は、中14日以上の間を空ける必要があります（計算書類等の備置き期間の算定には、決算理事会の当日は含みませんので、決算理事会の翌日が初日となります）。

法人法第129条第1項（財団の場合は、第199条により読み替え）参照

上記以外の理事会と社員総会（評議員会）の間隔は、2週間以上の間を空けることを法令上義務付けられていません。

#### 定時社員総会（定時評議員会）招集通知（法人法第39条（または182条））

- ・ 社員総会（評議員会）を招集するには、理事は、社員総会（評議員会）の日の1週間前までに社員（評議員）に対して、書面でその通知を発する必要があります。また、この通知には、社員総会（評議員会）の日時、場所、目的である事項など社員総会（評議員会）の開催決議の際に決議した事項を記載する必要があります。

社員（評議員）の承諾を得た場合、上記書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができます。

社員（評議員）全員の同意があるときは、社員総会（評議員会）の招集手続きを省略することができます。

- ・ 定時社員総会（定時評議員会）の招集の通知を送付する際には、併せて理事会の承認を受けた計算書類および事業報告ならびに監査報告を社員（評議員）に対して「提供」しなければなりません。

法人法第 125 条（財団の場合は、第 199 条により読み替え）参照

計算書類等の「提供」に際しては、招集通知に添付することが望ましいですが、別途メール等の電磁的方法で提供することも可能です。

#### 定時社員総会（定時評議員会）の開催

- ・ 社員総会においては、代理人に議決権の行使を委任することが可能であり、この場合、当該社員は法人に委任状を提出する必要があります。委任状には委任の相手方を明記する必要がありますが、相手方が空白になっているケースや議長に委任するとしているケースも見受けられます。

まず、空白の場合の対処としては、「空白の場合には、理事長（理事長が議長となる場合は、副理事長）に委任されたものとみなす」などといった文言をあらかじめ委任状に記載しておくことで、委任状が無効になることを防げます。次に、議長については、議事を整理する立場にあり、基本的には議案に対する賛否を表明しない（議決権の行使を留保する）ため、議長に議決権の行使を委任することは望ましくありません。したがって、委任状の様式を送付する際に、議長には委任しないよう注意喚起しておくのが適当です。

#### 代表理事等選定理事会の開催

- ・ の定時社員総会（定時評議員会）において、任期満了に伴う役員改選があった場合、その後に代表理事および業務執行理事の選定を行う理事会を開催する必要があります。
- ・ 定時社員総会（定時評議員会）の開催後、速やかに理事会を開催することが難しい場合、法人法第 96 条の規定に基づき、理事会の決議を省略することが可能です。具体的には、「理事が理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合であって、監事が当該提案について異議を述べていない場合」には、当該提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。ただし、この場合も議事録の作成は必要です。

理事会の決議の省略についての詳細は、公益法人だより第 7 号（平成 28 年 12 月 2 日発行）をご参照ください。

## 滋賀県協働ポータルサイト（協働ネットしが）について

多様な主体による協働を推進するための情報発信・情報交換のシステムとして、本県の県民活動生活課県民活動・協働推進室が運営する「滋賀県協働ポータルサイト（協働ネットしが）」が平成 29 年 2 月にリニューアルオープンしました。

このサイトは、これまでは NPO 法に係る基礎情報や設立認証等の手続きに係る情報提供のためのサイトとして運営されてきましたが、新たにオープンしたサイトでは、NPO 法人や公益法人、企業、大学等の団体が主催行事や事業の開催、各種公募などについて、直接情報を掲載することが可能となり、様々な情報発信・情報交換の場としてご活用いただけます（情報を掲載するには、あらかじめ ID・パスワードの取得が必要です）。

### 【協働ネットしがの利用方法】

協働ネットしがを閲覧するには

- ・ 下記のアドレスから協働ネットしがのホームページにアクセスできます。

協働ネットしが（<https://www.kyodoshiga.jp/>）

- ・ 一例として、県内の公益法人を検索する場合、トップページから下記の順序で進みます。

**公益法人**のタブをクリック

**公益法人一覧・検索**をクリック

県内の公益法人等が一覧で表示されます



NPO 法人についても同様に検索が可能です。

法人ごとのページには、基礎情報として、法人名や代表者名等が掲載されています。  
その他の各種情報を発信するためには、下記のマイページ利用申請が必要です。

### 協働ネットしがに情報を掲載するには

- ・ トップページから「[マイページ利用申請](#)」のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続きを行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログイン ID がメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログインすることにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。



マイページの利用は無料です。

マイページでは、団体の基本情報や活動情報のほか、イベント・行事の案内、参加募集、助成金募集などの情報が掲載できます。

### 協働ネットしがに関するお問い合わせ先等

- ・ トップページの上にある「[Q & A・お問い合わせ](#)」をクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、下記担当課までお願いします。

(システム担当課) 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL：077-528-3419

FAX：077-528-4840

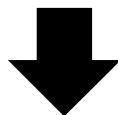
## 【協働ネットしがの活用事例】

- ・ 協働ネットしがでは、各法人で実施されているイベントなどの活動情報を画像や動画を交えて掲載することが可能です。活動情報の掲載例を下記のとおり紹介しますので、他の事例もぜひご覧いただき、情報発信の際の参考にしてください。

(活動情報一覧)



(活動情報の詳細画面)



・「協働ネットしが」は、平成 29 年 2 月にリニューアルオープンしましたが、公益法人からのマイページ利用申請の数はまだ少ない状況です。マイページからは、写真の掲載や各法人で作成されているホームページへのリンクの掲載も可能ですので、まずはマイページ利用申請をいただき、事業の P R や参加者募集のツールとしてぜひご活用ください。

今後、本県においても、より見やすく、わかりやすいシステムとなるよう掲載情報を充実させるとともに、周知広報を図っていきたいと考えています。

## おわりに

毎年度実施している立入検査については、平成 24 年 8 月に策定した「滋賀県公益法人等立入検査実施要領」に基づき実施しているところです。また、立入検査時に確認させていただく項目は、「立入検査チェックリスト（様式第 5 号）」として整理し、立入検査実施要領と併せて滋賀県ホームページ内に掲載しています。しかし、このチェックリストについては、他の項目と重複する項目や記載内容がわかりにくい項目などもあり、ページ数も多くなっていたので、平成 30 年 3 月 5 日付で一部改正し、改正後のものをホームページに掲載しています。

このチェックリストは、立入検査時に主に使用するものですが、日々の法人運営の参考資料としてもご活用いただけますので、ぜひ一度ご覧ください。

また、平成 30 年度の立入検査実施計画についても、平成 30 年 3 月中にホームページに掲載予定ですのでご確認ください。

### < 滋賀県ホームページからの探し方 >

滋賀県ホームページ > 県政情報 > 県政運営・行財政改革 > 審議会 > 総合政策部・総務部・県民生活部の審議会情報 > 滋賀県公益認定等委員会 > 滋賀県公益法人等立入検査実施要領・様式

「公益法人だより」において掲載を希望される事項、テーマなどがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、どうぞお気軽にご連絡をお願いいたします。

以 上